



島根労働局発表  
令和3年1月15日(金)

担 島根労働局職業安定部職業対策課  
当 職業対策課長 竹谷 一彦  
障害者雇用担当官 藤村 純  
TEL 0852-20-7021

## 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

島根労働局（局長 <sup>くらもち きよこ</sup> 倉持 清子）では、令和2年6月1日現在の島根県内の民間企業及び公的機関等における「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### ○集計結果の主なポイント

#### 1 島根県の民間企業（法定雇用率2.2%）

- ① 実雇用率は2.59%となり、対前年比0.10ポイント上昇（全国第6位）

（注）実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模（45.5人以上）の企業で雇用される障害者数を常用労働者数で除した率。

【表1・グラフ】【表7】

- ② 法定雇用率を達成している企業割合は68.0%（395社）となり、対前年比1.5ポイント減少（全国第2位）

【表2】

#### 2 島根県の公的機関等（法定雇用率2.5%。都道府県等の教育委員会は2.4%）

- ① 実雇用率

- ・ 県の機関は2.26%となり、対前年比0.51ポイント上昇
- ・ 市町村等の機関は2.46%となり、対前年比0.05ポイント減少
- ・ 特殊法人等は2.50%となり、対前年比0.02ポイント減少
- ・ 教育委員会は2.43%となり、対前年比0.12ポイント減少

（注）教育委員会には、法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会を計上。

法定雇用率が市町村等と同じ2.5%が適用される市町村教育委員会は、市町村等の機関に計上。

- ② 法定雇用率を達成している機関数

- ・ 県の機関は、1機関（対象機関3機関）
- ・ 市町村等の機関は、32機関（対象機関 38機関）
- ・ 特殊法人等は、2機関（対象機関 2機関）
- ・ 教育委員会は、1機関（対象機関 2機関）

【表4、5、6】

（注）未達成の市町村等の機関のうち、3機関は、公表日時点で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成済み。

## ○島根労働局・ハローワークの取組み

- 1 法定雇用率未達成企業（機関）に対する達成指導を厳正に実施します。  
特に、未達成企業（機関）のうち障害者を1人も雇用していない企業（機関）に対しては、雇用実現に向けた指導・支援を重点的に実施します。
- 2 法定雇用率達成企業（機関）に対しても、引き続き雇用率の維持と更なる障害者雇用への取組みを求めています。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |    |   |                                      |
|---------------|----|---|--------------------------------------|
| ○ 民間企業        | …… | 〔 | 一般の民間企業 …………… 2. 2%                  |
|               |    |   | （45.5人以上規模の企業）                       |
|               |    |   | 特殊法人等 …………… 2. 5%                    |
|               |    |   | 〔労働者数40人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体    | …… |   | 2. 5%                                |
|               |    |   | （40人以上規模の機関）                         |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… |   | 2. 4%                                |
|               |    |   | （42人以上規模の機関）                         |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 実雇用率

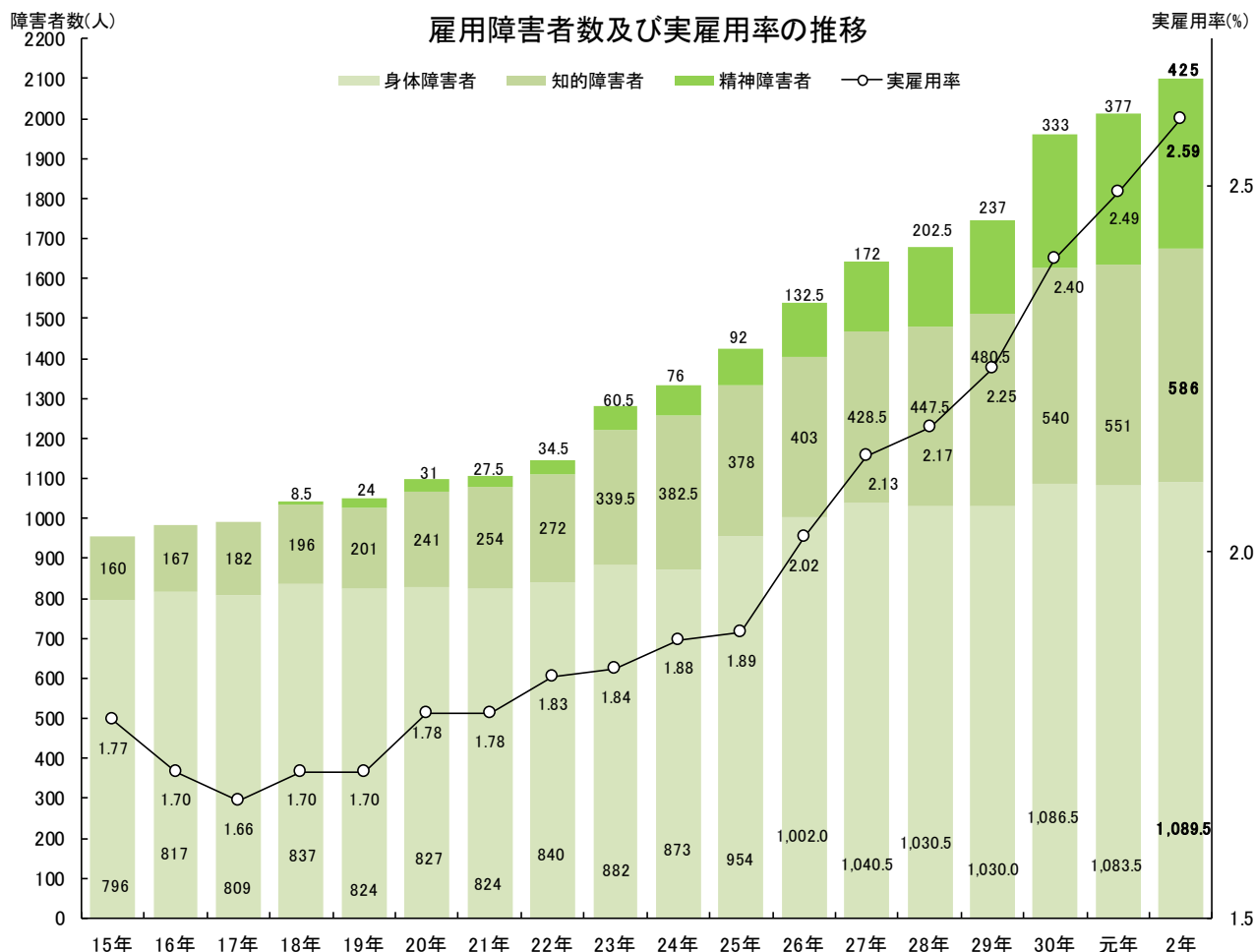
法定雇用率2.2%が適用される民間企業（常用労働者数45.5人以上規模企業）における実雇用率は2.59%で、前年比で0.10ポイント上昇した。

【表1】

令和2年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率 達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	<b>80,956.5</b> (80,816.5)	<b>2,100.5</b> [1,933] (2,011.5)	<b>2.59</b> (2.49)	<b>395 / 581</b> (401) / (577)	<b>68.0</b> (69.5)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 [ ] 内は実人員である。
- 4 ( ) 内は、令和元年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## (2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は68.0%（395社）で、対前年比1.5ポイントの減少となった。これを企業規模別で見ると、45.5～100人未満規模企業は65.9%（238社）、100～300人未満規模企業は70.2%（127社）、300～500人未満規模企業は69.2%（18社）、500～1,000人未満規模企業は100.0%（9社）、1,000人以上規模企業が75.0%（3社）であった。

【表2】

令和2年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤ 達成割合 (%)
規模計	80,956.5 ( 80,816.5 )	2,100.5 ( 2,011.5 )	2.59 ( 2.49 )	395 / 581 ( 401 / 577 )	68.0 ( 69.5 )
45.5～ 100人未満	23,736.5 ( 23,259.5 )	579.5 ( 536.0 )	2.44 ( 2.30 )	238 / 361 ( 240 / 356 )	65.9 ( 67.4 )
100～ 300人未満	28,883.5 ( 29,429.0 )	719.0 ( 742.5 )	2.49 ( 2.52 )	127 / 181 ( 133 / 183 )	70.2 ( 72.7 )
300～ 500人未満	9,876.5 ( 9,607.5 )	314.0 ( 275.5 )	3.18 ( 2.87 )	18 / 26 ( 18 / 25 )	69.2 ( 72.0 )
500～ 1000人未満	5,644.5 ( 5,753.5 )	196.5 ( 188.5 )	3.48 ( 3.28 )	9 / 9 ( 8 / 9 )	100.0 ( 88.9 )
1,000人以上	12,815.5 ( 12,767.0 )	291.5 ( 269.0 )	2.27 ( 2.11 )	3 / 4 ( 2 / 4 )	75.0 ( 50.0 )

(注) ( ) 内は、令和元年6月1日現在の数値である。

## (3) 産業別状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究・専門・技術サービス」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」において前年よりも増加した。

産業別の実雇用率では、「サービス業（他に分類されないもの）（3.22%）」、「医療、福祉（3.19%）」、「農、林、漁業（2.55%）」、「製造業（2.55%）」、「宿泊業、飲食サービス業（2.49%）」、「卸売業、小売業（2.40%）」、「不動産業、物品賃貸業（2.35%）」、「生活関連サービス業、娯楽業（2.31%）」、「建設業（2.32%）」、「金融業、保険業（2.30%）」において法定雇用率を上回っている。

【表 3】

令和2年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	80,956.5 人 ( 80,816.5 人 )	2,100.5 人 ( 2,011.5 人 )	2.59 % ( 2.49 % )	395 / 581 ( 401 / 577 )	68.0 % ( 69.5 % )
農、林、漁業	549.0 人 ( 480.0 人 )	14.0 人 ( 15.0 人 )	2.55 % ( 3.13 % )	5 / 8 ( 6 / 7 )	62.5 % ( 85.7 % )
鉱業、採石業、砂利採取業	47.5 人 ( 46.5 人 )	0.0 人 ( 0.0 人 )	0.0 % ( 0.0 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
建設業	4,007.5 人 ( 3,745.0 人 )	93.0 人 ( 90.5 人 )	2.32 % ( 2.42 % )	32 / 49 ( 32 / 45 )	65.3 % ( 71.1 % )
製造業	20,716.5 人 ( 20,779.0 人 )	529.0 人 ( 521.5 人 )	2.55 % ( 2.51 % )	90 / 129 ( 90 / 132 )	69.8 % ( 68.2 % )
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 人 ( 0.0 人 )	- 人 ( - 人 )	- % ( - % )	- / - ( - / - )	- % ( - % )
情報通信業	1,236.5 人 ( 1,165.5 人 )	18.5 人 ( 16.0 人 )	1.50 % ( 1.37 % )	5 / 11 ( 4 / 10 )	45.5 % ( 40.0 % )
運輸業、郵便業	2,372.5 人 ( 2,297.5 人 )	52.0 人 ( 46.5 人 )	2.19 % ( 2.02 % )	12 / 21 ( 12 / 21 )	57.1 % ( 57.1 % )
卸売業、小売業	11,530.0 人 ( 11,559.0 人 )	277.0 人 ( 274.0 人 )	2.40 % ( 2.37 % )	48 / 79 ( 49 / 76 )	60.8 % ( 64.5 % )
金融業、保険業	4,179.5 人 ( 4,304.5 人 )	96.0 人 ( 94.0 人 )	2.30 % ( 2.18 % )	5 / 8 ( 4 / 8 )	62.5 % ( 50.0 % )
不動産業、物品賃貸業	552.5 人 ( 528.5 人 )	13.0 人 ( 13.0 人 )	2.35 % ( 2.46 % )	4 / 7 ( 5 / 7 )	57.1 % ( 71.4 % )
学術研究、専門・技術サービス業	1,738.0 人 ( 1,674.5 人 )	26.0 人 ( 24.0 人 )	1.50 % ( 1.43 % )	12 / 21 ( 12 / 20 )	57.1 % ( 60.0 % )
宿泊業、飲食サービス業	2,009.0 人 ( 2,141.5 人 )	50.0 人 ( 52.0 人 )	2.49 % ( 2.43 % )	13 / 20 ( 17 / 23 )	65.0 % ( 73.9 % )
生活関連サービス業、娯楽業	1,735.0 人 ( 1,837.0 人 )	40.0 人 ( 38.5 人 )	2.31 % ( 2.10 % )	13 / 17 ( 13 / 19 )	76.5 % ( 68.4 % )
教育、学習支援業	868.0 人 ( 879.5 人 )	10.0 人 ( 8.0 人 )	1.15 % ( 0.91 % )	4 / 11 ( 3 / 11 )	36.4 % ( 27.3 % )
医療、福祉	19,852.5 人 ( 19,838.0 人 )	632.5 人 ( 580.0 人 )	3.19 % ( 2.92 % )	119 / 151 ( 119 / 152 )	78.8 % ( 78.3 % )
複合サービス事業	3,866.5 人 ( 4,044.0 人 )	66.0 人 ( 70.5 人 )	1.71 % ( 1.74 % )	1 / 3 ( 2 / 4 )	33.3 % ( 50.0 % )
サービス業(他に分類されないもの)	5,696.0 人 ( 5,496.5 人 )	183.5 人 ( 168.0 人 )	3.22 % ( 3.06 % )	32 / 45 ( 33 / 41 )	71.1 % ( 80.5 % )

(注) ( ) 内は、令和元年6月1日現在の数値である。

## 2 公的機関等における雇用状況

法定雇用率2.5%が適用される県、市町村等及び特殊法人等の機関における実雇用率をみると、県の機関は2.26%、市町村等の機関は2.46%、特殊法人等は2.50%となり、前年との比較では、県の機関は0.51ポイント上昇し、市町村等の機関は0.05ポイント、特殊法人等は0.02ポイント減少した。

また、法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.43%で、前年より0.12ポイント減少した。

### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体等

【表4】

令和2年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	<b>4,991.5</b> (4,783.5)	<b>113.0</b> [ 89 ] (83.5)	<b>2.26</b> (1.75)	<b>1 / 3</b> (1) / (3)	<b>33.3</b> 33.3
市町村等の機関	<b>9,011.0</b> (8,564.0)	<b>222.0</b> [ 170 ] (215.0)	<b>2.46</b> (2.51)	<b>32 / 38</b> (30) / (34)	<b>84.2</b> (88.2)
特殊法人等	<b>2,200.0</b> (2,181.5)	<b>55.0</b> [ 41 ] (55.0)	<b>2.50</b> (2.52)	<b>2 / 2</b> (2) / (2)	<b>100.0</b> (100.0)

※市町村等の機関で未達成であった機関のうちの3機関は、公表日時点で達成済み。

### (2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

【表5】

令和2年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県等の教育委員会	<b>6,803.0</b> (5,901.5)	<b>165.5</b> [123] (150.5)	<b>2.43</b> (2.55)	<b>1 / 2</b> (2) / (2)	<b>50.0</b> (100.0)

- (注) 1 表4及び5の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。数率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 表4及び5の各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 [ ]内は実人員である。
- 5 ( )内は、令和元年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (3)機関別障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

【表6】

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
県の機関 2.5%	島根県	4,002.0	99.0	2.47	1.0	特例認定あり
	島根県病院局	639.0	5.0	0.78	10.0	
	島根県警察本部	350.5	9.0	2.57	0.0	
市町村等の機関 2.5%	松江市	1,249.0	32.0	2.56	0.0	
	浜田市	709.0	19.0	2.68	0.0	
	出雲市	872.0	25.0	2.87	0.0	
	益田市	439.5	11.0	2.50	0.0	
	大田市	521.5	11.0	2.11	2.0 ※	
	安来市	350.0	8.0	2.29	0.0	
	江津市	293.5	7.0	2.39	0.0	
	雲南市	379.0	10.0	2.64	0.0	
	奥出雲町	176.5	6.0	3.40	0.0	
	飯南町	107.0	3.0	2.80	0.0	
	川本町	60.0	1.0	1.67	0.0	
	美郷町	119.0	3.0	2.52	0.0	
	邑南町	253.0	6.0	2.37	0.0	特例認定あり
	津和野町	189.0	3.0	1.59	1.0 ※	
	吉賀町	112.5	2.0	1.78	0.0	
	海士町	62.0	1.0	1.61	0.0	
	西ノ島町	88.5	4.0	4.52	0.0	
	隠岐の島町	181.0	6.0	3.31	0.0	
	浜田市教育委員会	179.0	5.0	2.79	0.0	
	出雲市教育委員会	129.0	3.0	2.33	0.0	
	益田市教育委員会	137.5	4.0	2.91	0.0	
	大田市教育委員会	153.0	3.0	1.96	0.0	
	安来市教育委員会	77.5	1.0	1.29	0.0	
	雲南市教育委員会	41.0	2.0	4.88	0.0	
	奥出雲町教育委員会	94.0	0.0	0.00	2.0	
	隠岐の島町教育委員会	57.0	0.0	0.00	1.0 ※	
	松江市上下水道局	124.0	3.0	2.42	0.0	
	松江市交通局	52.0	2.0	3.85	0.0	
	松江市立病院	439.5	11.0	2.50	0.0	
	出雲市上下水道局	96.0	2.0	2.08	0.0	
	出雲市立総合医療センター	153.5	3.5	2.28	0.0	
	大田市立病院	247.5	6.0	2.42	0.0	
	安来市立病院	149.0	1.5	1.01	1.5	
雲南市立病院	248.5	6.0	2.41	0.0		
町立奥出雲病院	137.5	3.0	2.18	0.0		
飯南町立飯南病院	61.0	0.0	0.00	1.0		
邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	114.0	4.0	3.51	0.0		
隠岐広域連立隠岐病院	158.5	4.0	2.52	0.0		
教育委員会 2.4%	島根県教育委員会	6,607.0	155.5	2.35	2.5	
	松江市教育委員会	196.0	10.0	5.10	0.0	
特殊法人等 2.5%	国立大学法人 島根大学	1,997.0	49.0	2.45	0.0	
	公立大学法人 島根県立大学	203.0	6.0	2.96	0.0	

※大田市は11月17日、津和野町は9月1日、隠岐の島町教育委員会は9月16日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成済み。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

【表7】

実雇用率

都道府県名		実雇用率	(対前年増減)
全国		2.15	0.04
1	奈良県	2.83	0.04
2	沖縄県	2.74	0.08
3	佐賀県	2.65	0.04
4	長崎県	2.61	0.07
5	山口県	2.61	0.02
6	島根県	2.59	0.10
7	大分県	2.55	△0.03
8	和歌山県	2.53	0.07
9	宮崎県	2.52	0.07
10	福井県	2.44	0.09
11	鹿児島県	2.44	0.04
12	岡山県	2.44	△0.01
13	高知県	2.40	0.04
14	鳥取県	2.37	0.09
15	石川県	2.35	0.07
16	北海道	2.35	0.08
17	熊本県	2.35	0.03
18	青森県	2.30	0.01
19	埼玉県	2.30	0.08
20	愛媛県	2.29	0.07
21	滋賀県	2.29	0.01
22	三重県	2.28	0.02
23	岩手県	2.28	0.01
24	広島県	2.25	0.07
25	秋田県	2.25	0.11
26	長野県	2.25	0.08
27	京都府	2.24	0.01
28	徳島県	2.22	△0.04
29	兵庫県	2.21	0.05
30	静岡県	2.19	0.04
31	茨城県	2.19	0.05
32	福岡県	2.18	0.06
33	栃木県	2.18	0.11
34	新潟県	2.17	0.05
35	岐阜県	2.17	0.00
36	宮城県	2.17	0.06
37	群馬県	2.16	0.02
38	福島県	2.16	0.05
39	富山県	2.13	0.05
40	神奈川県	2.13	0.04
41	大阪府	2.12	0.04
42	千葉県	2.12	0.01
43	山形県	2.11	0.02
44	香川県	2.08	0.03
45	愛知県	2.08	0.06
46	山梨県	2.05	0.02
47	東京都	2.04	0.04

達成割合

令和2年6月1日現在

都道府県名		法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国		48.6	0.6	49,956	102,698
1	佐賀県	68.9	0.2	417	605
2	島根県	68.0	△1.5	395	581
3	秋田県	63.8	3.4	491	769
4	宮崎県	63.6	0.6	538	846
5	鳥取県	63.0	4.4	298	473
6	長崎県	62.7	1.4	638	1,017
7	徳島県	62.7	1.9	326	520
8	高知県	62.7	1.2	334	533
9	奈良県	62.5	2.7	424	678
10	沖縄県	62.2	2.9	631	1,014
11	鹿児島県	62.0	1.6	792	1,278
12	和歌山県	61.6	△0.5	380	617
13	大分県	60.8	△1.5	531	874
14	新潟県	59.0	1.2	1,160	1,966
15	三重県	59.0	0.7	722	1,224
16	福井県	58.9	1.8	435	739
17	熊本県	58.9	2.0	758	1,288
18	長野県	58.8	0.7	1,009	1,715
19	山口県	58.6	1.0	561	958
20	栃木県	57.4	1.1	732	1,276
21	岩手県	57.0	0.4	582	1,021
22	富山県	56.9	0.8	601	1,057
23	群馬県	56.6	0.6	887	1,567
24	石川県	56.4	△0.3	621	1,101
25	山梨県	56.2	0.2	349	621
26	滋賀県	56.2	0.5	497	885
27	福島県	55.7	1.0	811	1,456
28	香川県	55.7	△0.0	486	873
29	岐阜県	54.5	△0.8	880	1,616
30	青森県	54.1	△1.0	536	991
31	山形県	53.6	0.4	508	947
32	岡山県	53.6	0.8	789	1,471
33	京都府	53.1	0.5	1,005	1,893
34	愛媛県	52.8	△0.9	557	1,055
35	福岡県	52.8	2.2	2,086	3,954
36	静岡県	52.3	0.6	1,603	3,064
37	茨城県	52.1	1.7	853	1,637
38	千葉県	51.9	0.3	1,362	2,626
39	宮城県	51.4	1.0	786	1,529
40	兵庫県	50.9	△0.1	1,771	3,481
41	北海道	50.9	0.5	1,900	3,734
42	埼玉県	49.5	0.7	1,729	3,494
43	広島県	49.0	0.9	1,155	2,356
44	神奈川県	47.4	0.9	2,280	4,815
45	愛知県	47.2	1.0	3,027	6,407
46	大阪府	43.8	0.7	3,674	8,396
47	東京都	32.5	0.5	7,049	21,680

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所（特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所）が所在する都道府県において、集計したものである。